



～訓子府町まちづくり推進会議条例に基づく～

令和5年
8月28日発行

第11回まちづくり推進会議

日時：令和5年8月7日（月）18:30～20:30 場所：公民館多目的ホール
出席者：委員19名 事務局4名 講師1名

◆まちづくり推進会議が新たな委員に委嘱

2期目委員の任期満了に伴い、伊田町長から新しい委員24名が委嘱されました。会議の冒頭では伊田町長より3期目委員に委嘱状の交付及び挨拶がありました。



◆委員名簿

3期目委員は下表の24名の皆さんです。なお、任期は令和7年3月31日までとなります。
(敬称略)

職名	氏名
町内会連絡協議会会長	石田 敏明
実践会連絡協議会会長	島貫 亨
きたみらい農業協同組合南地域運営委員会委員長	齊藤 博行
商工会会長	久島 正之
きたみらい農業協同組合女性部訓子府支部支部長	佐藤 真美子
商工会女性部部長	菅野 菊枝
4Hクラブ会長	得能 瑞樹
きたみらい農業協同組合青年部 南支部副支部長	兼安 拓実
きたみらい農業協同組合フレッシュミズ 南支部支部長	河合 美佳
商工会青年部副部長	但野 政由
訓子府青年団体連絡協議会会長	小野 優人
北海道立総合研究機構農業研究本部 北見農業試験場場長	梶山 努
北見信用金庫訓子府支店 支店長	杉本 明義
訓子府福祉会 静寿園施設長	元谷 隆人
民生委員児童委員協議会会長	齋藤 隆
ほっとなまちをつくり隊代表	美馬 律子
若がえり学級自治会会計	黒川 朝子
小中学校長会会長・居武士小学校校長	井坂 裕一
認定こども園育友会前会長	大塚 麻美
訓子府小学校 PTA 副会長	上原 美穂
居武士小学校後援会副会長	真木 美奈
公募委員	細川 久美
//	広部 ひかり
//	森下 恵子



◆会長及び副会長の互選について

委員の互選により次のとおり決定しました。

- 会 長：石田 敏明 氏（町内会連絡協議会会長）
- 副会長：細川 久美 氏（公募委員）

会議の内容

◆まちづくり推進会議について

- ・町民主体のまちづくりの実現に向けて、本町が目指す町民参加のかたちやまちづくり推進会議の概要、今後の会議の進め方等について、事務局より説明を行いました。

◆講演「だれひとり取り残さないまちづくり」

- ・講師：札幌大学 地域共創学群 教授 武岡 明子 氏より講演を行いました。
- ・講演内容を以下のとおり抜粋して紹介します。

○冒頭挨拶

- ・まず出席された各位委員から一言ずつ訓子府町の良いところ、好きだと思ふところを発表。
- ・講演のテーマである「だれひとり取り残さないまちづくり」とは、国連の掲げるSDGsの17個の目標すべての目指すところにもなっており、その「だれひとり取り残さない社会」を創るために何が大切であるかを武岡教授なりの考え方でお示しする。
- ・まず一つ目、最近よく耳にする機会の多い言葉でもある「多様性」。日本社会は、よく同一性が高いや同調圧力が強い等と言われるが、一人一人考え方、感じ方、意見が違うことは当たり前のことであり、それをお互いに認め合っていくことが重要となる。
- ・次に二つ目、一つ目に付随して「包接・寛容」といった間違いをお互いに認め合うことが大事。
- ・そして三つ目、第3の場所等と呼ばれることもあるが、それぞれそういう人にとっての「居場所」を確保することが大事であり、そういった第3の場所があることによって、人生はより豊かになり、まちづくりにおいてもそういった場所があれば、より活発なものになると考えられる。
- ・続いてご紹介しておきたい言葉として「よそ者・若者・ばか者が地域を変える」という言葉がある。「よそ者」という言葉は、ポジティブな意味で考え、昔からその地域に住んでいる人では気づかないことも、よそから来た人だと気づくことが可能であり、そういったものをまちづくりの意見に取り入れることが大事であるという意味。「若者」という言葉にも同じことが言え、若者だからこそ言える意見もあり、そういったものを若いやつが何を言ってるんだと言わずに受け止めることが大事である。「ばか者」という言葉についても、ポジティブに考え、今までと違うことを始めることのできるエネルギーのある人をばか者と呼び、そういった人の力を上手く活用していくことが地域を変えていくことに繋がる。

①地方分権改革と地方創生

- ・過去数十年から動きのある「地方分権改革」と安倍政権から今も続いている「地方創生」というこの二つは、少し意味合いが違うものと考えられる。地方分権を振り返りながら地方創生をどのように捉えると良いのか、ご説明する。
- ・1990年代頃を始めとし、地方分権改革と言うものが盛んに議論されるようになってから、2000年4月に地方分権一括法という法律が施行されるまでを「第1次地方分権改革」と呼ばれている。
- ・第1次と付いているとおり分権改革はこれで終わりではなく、未完の改革である。さらに分権を進めていかなければならないと言われ、今日まで様々な会議や法律が作られ、改革が行われている。



- ・第1次分権改革が終わり、第2次分権改革は何処なのかというのは論者によって考えが分かれているが、武岡教授の考えでは、まだ第2次分権改革は行われておらず、これから行っていかねばならないものと考えているとのこと。
 - ・現在の地方分権がどのようになっているのか、過去の新聞記事等の事例紹介があり、いかに分権が後退しているのか説明があった。
 - ・地方創生を作った国の罪深さというのは、自治体同士を競わせ、それを国が審査するという仕組みを作ったこと。その例と言えるものが、「ふるさと納税」という制度。
- ※ふるさと納税制度のアイデア自体は良いもので、この人口が減っている中、東京都のみ地方から若い人の流入が増えている現状に対し、地方にお金を納める手段としては有用であると考え。
- ・自民党が2012年に政権を奪還して少しした後、「消滅自治体・消滅可能性都市」という言葉が取り上げられた。これは2040年までに子どもを生む女性の数が半分以上に減る自治体は、消滅する可能性があるというもの。この「消滅自治体・消滅可能性都市」という言葉が出たことから、地方を大事にするという目的の「地方創生」が始まった。
 - ・これらの動きは、多くの人が薄々気づき始めていた人口減少という課題に光を当てたという良い部分もあるが、やり方が中央集権的であり、全ての都道府県と市町村に「地方版総合戦略」と「人口ビジョン」というものを作るよう努力義務を課した。
 - ・ここでも「地方版総合戦略」や「人口ビジョン」といった計画に人口の数やKPI等の具体的な数値を明記させ、国が審査をするというやり方が用いられている。
 - ・「地方自治」という言葉があるが、この言葉には「住民自治」と「団体自治」の二つの意味がある。団体自治というのは、国と自治体は対等協力の関係であるという意味であり、これは第1次分権改革により一応達成されているため、残された課題は住民自治の方となる。「自治」という字は、「自（みずか）ら治める」と「自（おの）ずから治まる」というは二通りの読み方があるが、皆さまにはぜひ「自（みずか）ら治める」方の自治となるよう住民自治に取り組んでいただきたい。

②人口減少への対応

- ・人口減少について、今も深刻な課題であるが、社会的なこのことに対する見方に変化があるのではないかとこの視点から、どのように今後対応していくと良いのか説明する。
- ・一つ目の事例として、2021年に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」という法律が新たにできた。これは昔からあった「過疎地域自立促進特別措置法」という法律が21年ぶりに刷新されたものになる。
- ・この旧法から新法に変わった名称の違いに注目していただきたい。法律の中で「自立促進」とあったものが「持続的発展」と変わっており、このことから過疎や人口減少というものを一旦受け入れ、そこから持続的に何らかの対策を講じていこうというスタンスの変化が見て取れると感じる。
- ・更に変わった大きな違いとして、旧法には人材という視点が無かったが、新法には多様な人材の確保及び育成という目標が新たに盛り込まれた。これは大きな変化であり、多様な人材の確保と育成が重要であることが法律にも盛り込まれたことを意味する。
- ・これらの過疎を受け入れた上で今後の対策を講じようというスタンスの変化は、過疎を議論する国の懇談会や報告書からも読み取れる。
- ・その他、過疎をポジティブに捉え、発想の転換を行っている事例の紹介として、明治大学小田切教授の「賑やかな過疎」や徳島県神山町の「創造的過疎」、北海道東川町の「適疎なまちづくり」の紹介があった。



- ・今後も人口減少は進んでいき、国からの審査も厳しくなっていくことが考えられるため、その対策として、一旦過疎を受け入れ、定年人口だけではない関係人口を増やしていくことが良いと考えられる。

③いま求められる自治体職員とは

- ・自治体職員向けに講演したものと同じ内容をまちづくり推進委員にも共有。
- ・よく「人材」という言葉の言葉遊びで、「人財」と言うことがあるが、自治体職員にはこの「人財」を目指してほしい。ただいるだけの「人在」や住民に災いをもたらす「人災」にはならないように。
- ・その他、全国の公務員が参加できるオンラインの仕組み「オンライン市役所」の紹介や本務の他にコミュニティ活動や地域づくりに参加すること奨励する「プラスワン公務員」、若手職員が気軽に相談できる仕組みづくりの「メンター制度」の紹介があった。

④だれひとり取り残さないために

- ・だれひとり取り残さないために何が大事であるのか、武岡教授が「食」をテーマとして、「食」を巡って誰か取り残された人はいないか、その人たちのために何ができるか考えた例を紹介。
- ・例えば給食費の無償化や夏休み等の長期休暇時の子どもの昼食をどうするか問題、妊娠中の食事、男性向け料理教室等、個人的な問題のように感じるものも実はまちづくりの課題に繋がっており、それらを解決していくことで、SDGsに掲げているような目標を含め、色々な問題の解決に繋がっていくのではと考える。
- ・だれひとり取り残さないためには、もちろん住民参加というものが大事であり、町民と町が一緒になって、協働して取り組んでいき、対話していくことが重要だと考える。
- ・対話に係るファシリテーション（会議等を円滑に進めるための技法）を紹介。冒頭で出席された各位委員から一言ずつ訓子府町の良いところ、好きだと思うところを発表してもらったのもファシリテーションの一つ「チェックイン」という手法。
- ・まちづくりに参加していく上での注意点として、よく「巻き込む」という形で人を呼び込むことがあると思うが、この形では、熱量や考え方等を無視し、相手からすると巻き添えに合うといった風を感じることもあるため、長続きしないことがある。そのため「巻き込む」ではなく、「誘い込む」ということを意識していただきたい。
- ・「誘い込む」ためには、何よりも自分たちが楽しむことが大事であり、一緒にやってみたいという気持ちを自然に引き出して、仲間に加えることが理想であると考えている。
- ・カールロジャースの「2対7対1の法則」という言葉がある。10人がいたら2人が気の合う人で、1人は合わない人、7人はどちらでもなく、どちらにも転ぶ可能性のある人という意味。この7人をどのようにして誘い込むかが大事であり、残りの1人についても合わないから誘わないのではなく、誰一人取り残さないために、その人に合う「居場所」を作り出すことが重要であると考えている。

まちづくり推進会議の資料は、役場庁舎(正面玄関横)および図書館に設置しています
「まちづくり情報コーナー」で閲覧できます。

